2025年7月28日

各　位

会 社 名　　佐鳥電機株式会社
代表者名　　代表取締役　社長執行役員　佐鳥　浩之
（コード：7420、東証プライム市場）
問合せ先　　取締役　常務執行役員　諏訪原　浩二
（TEL．03-3451-1040）

会 社 名　　萩原電気ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　木村　守孝
（コード：7467、東証プライム・名証プレミア市場）
問合せ先　　常務執行役員　長谷川　政行
（TEL．052-931-3553）

佐鳥電機株式会社と萩原電気ホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結に関するお知らせ

佐鳥電機株式会社（以下「佐鳥電機」といいます。）と萩原電気ホールディングス株式会社（以下「萩原電気」といい、佐鳥電機と萩原電気を総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し、両社が対等の精神に基づき経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて基本的な合意に達し、本日開催の各社取締役会において経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．本経営統合の背景と目的

（１）　本経営統合の背景

佐鳥電機は、1947年に日本電気株式会社と住友電気工業株式会社の販売特約店として設立されました。市場やお客様が求める製品やサービスの提供はもとより、培ってきたノウハウや技術力を活かしたソリューションサービスの提供により事業を拡大してまいりました。2030年にはお客様と共に社会課題を解決する「サステナビリティソリューションカンパニー」を目指しております。また、1973年に台湾に現地法人を設立して以降、海外展開を図る日系企業のサポートはもとより、ローカル企業に対し積極的にビジネスを展開しております。直近ではインドの半導体商社を買収することでインド市場へ進出を果たし、また、オランダの半導体設計会社を買収する等、アジアを中心にグローバルに事業の拡大を図っております。

また、萩原電気は、1948年に戦後復興途中の名古屋の地で「萩原電気工業社」として創業されました。日本電気株式会社との販売特約店契約を締結し、常に新しい変化に対し挑戦を続け、事業を拡大してまいりました。2018年よりホールディングス体制となり、現在ではエンジニア300名を擁する「技術系商社」として、主に自動車・工作機械関係の製造業を中心に、車載用半導体を中心とした電子部品やＩＴソリューションの提案販売を通じ、モノづくりの発展に寄与しております。シンガポールの海外現地法人設立に始まり、積極的な海外進出を行うと共に、近年ではエンジニアリングソリューションパートナーとなるべく、エンジニアリング事業やデータプラットフォーム事業のM&Aを通じ、お客様に対しより付加価値の高い提案を行い、事業を推進しております。

以上のように両社は、半導体、電子部品、電子機器を扱うエレクトロニクス総合商社として、豊富な品揃えと高度な技術を活かし、お客様の多様なニーズに応える最適なソリューションを提供し、グローバルに事業を展開しております。現在のエレクトロニクス市場は、次世代自動車のみならず、製造業をはじめとした多くの産業におけるスマート化に向けた課題解決のためのＩｏＴ、ＡＩ、エッジコンピューティング、更には生成ＡＩやＤＸへの対応等や技術活用ニーズが急速に高まっております。このような環境変化の中で、半導体の活用や供給面において、より顧客課題に寄り添ったソリューションが求められております。また、半導体の活用ニーズの変化に伴う製造拠点の海外移転等の影響、また米中間の貿易摩擦や輸出規制、地政学的緊張等の事業環境の不確実性も高まる中、より高度なサプライチェーンの構築が求められる等、エレクトロニクス総合商社の役割も変化しております。

このような事業環境のもと、両社は今後の継続的な事業成長・発展のためには両社の経営資源を集中し、強みを生かすことで事業規模を拡大し、従来以上の付加価値を提供することが重要との認識で一致し、対等の精神に基づき相互に協力することで本経営統合を目指すことに合意いたしました。

（2） 本経営統合の目的及びシナジー

本経営統合は、両社の強みを結集し、持続的な成長と企業価値の更なる向上を実現することを目的としております。急速に発展するデジタル化やグローバル化、顧客ニーズの多様化等、事業環境が大きく変化する中、両社が有する経営資源・ノウハウを融合することで、下記の点を中心に競争力の強化を図ってまいります。

(i) 取扱商品・顧客基盤の拡大による事業規模の拡大

両社が有する国内外の幅広い製品ラインナップ及び多様な顧客基盤を活用し、相互の強みを活かしたクロスセルを推進することで事業領域の拡充を図ります。

(ii) 付加価値の高いソリューションの提供

両社の技術力・開発リソースを融合し、加えて開発パートナーとの連携を強化することで、より高度なシステムソリューションの構築力を高めます。これにより、お客様の多様化・高度化する課題解決に向けた提案力を一層強化してまいります。

(iii) グローバル展開の加速

成長著しいインド市場をはじめとするアジア地域及びその他の海外市場において、両社のネットワークとノウハウを活かしたグローバル展開を加速させ、新たなビジネス機会の創出と事業基盤の強化を図ります。

(iv) 業務効率化による生産性向上

ＩＴや物流インフラ等の基幹機能をはじめ、国内外拠点や管理機能等の最適化を通じて、グループ全体の業務効率化と経営基盤の強化を推進します。これにより、より迅速かつ柔軟な経営判断と生産性の向上を実現します。

(v) 組織・人財の融合による経営基盤の強化

両社の組織力・人財・ノウハウを有機的に融合させることで、従業員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境を整え、活力ある組織づくりを推進します。また、両社の財務基盤の更なる強化により、インオーガニックな成長を含めた投資を加速させてまいります。これら強固な経営基盤の構築により、変化の激しい市場環境においても、長い将来にわたり、揺るがない事業体を目指します。

＜本経営統合による事業シナジー創出の基本フレーム＞

目指す姿：「新たな価値づくりに挑戦するグローバルソリューションパートナー」

本経営統合を通じて、両社の保有するソリューションは、デバイスからデータ活用サービスに至るまで垂直統合型の価値提供が可能となります。また、市場領域においては、従来両社が強みとしてきた製造業のモノづくり分野から社会インフラ領域へのさらなる浸透を図ると共に、今後は他業種への展開を含め、グローバルな成長を目指します。これらの取り組みにより、両社グループは価値提供の範囲を面的に拡張し、事業ポートフォリオを「収益性」「成長性」「安定性」の観点から戦略的に構築・最適化することで、グループ全体の企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

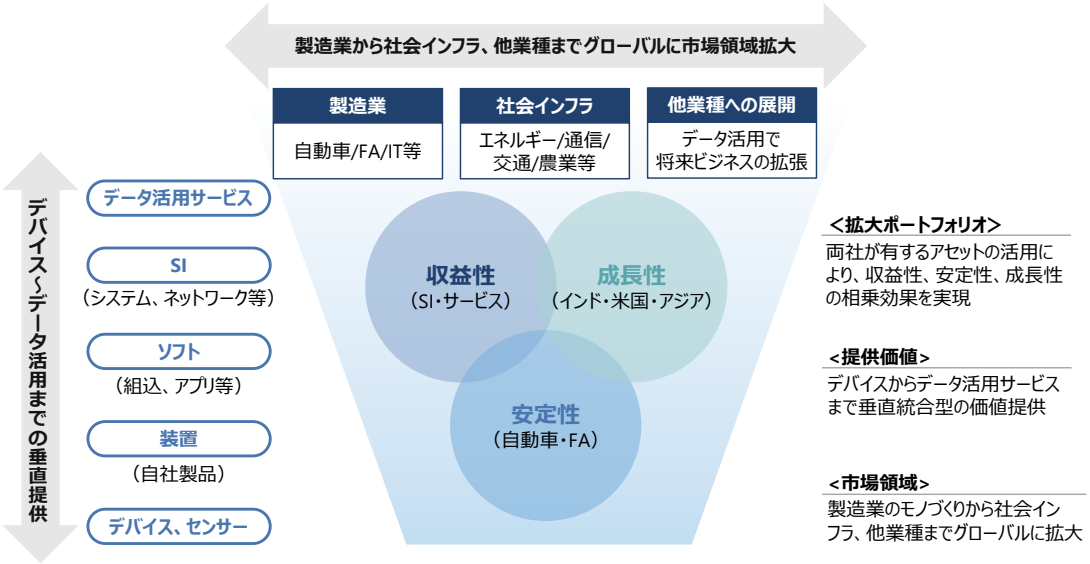

2．本経営統合の要旨

（1） 本株式移転の方式

両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

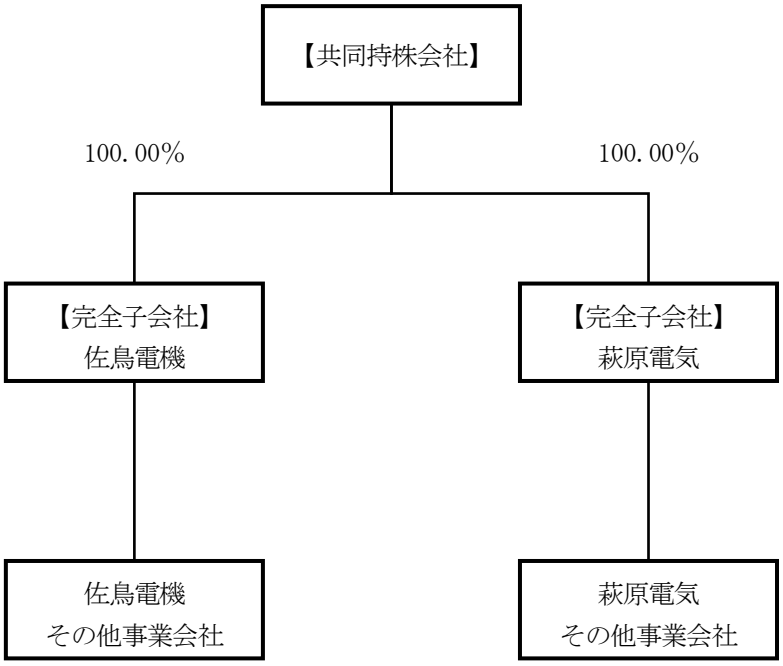

（2） 共同持株会社の上場に関する方針

共同持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名

古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）において、その普通株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場にテクニカル上場申請する予定です。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、本経営統合の効力発生日に先立ち、佐鳥電機の株式は東京証券取引所、萩原電気の株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定です。

（3） 本経営統合のスケジュール

本基本合意書承認取締役会決議（両社）	2025年7月28日（本日）
本基本合意書締結	2025年7月28日（本日）
臨時株主総会に関する基準日（両社）	2025年9月30日（予定）
本経営統合に関する最終契約及び本株式移転計画承認取締役会決議（両社）	2025年10月14日（予定）
本経営統合に関する最終契約締結及び本株式移転計画作成（両社）	2025年10月14日（予定）
臨時株主総会（両社）	2025年12月11日（予定）
東京証券取引所最終売買日（佐鳥電機）	2026年3月27日（予定）
東京証券取引所及び名古屋証券取引所最終売買日（萩原電気）	2026年3月27日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（佐鳥電機）	2026年3月30日（予定）
東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場廃止日（萩原電気）	2026年3月30日（予定）
本経営統合の効力発生日	2026年4月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	2026年4月1日（予定）

上記は現時点での予定であり、本経営統合の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、合意によりこれを変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局への届出、又はその他の理由により本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（4） 本株式移転に係る割当ての内容

	佐鳥電機	萩原電気
株式移転比率	1.02	2

（注1） 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

佐鳥電機の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.02株を、萩原電気の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合には、両社協議の上、変更することがあります。

（注2） 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

（注3） 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式 35,481,762株

上記数値は、佐鳥電機の発行済株式総数14,946,826株（2025年7月22日現在）、萩原電気の発行済

株式総数 10,118,000 株（2025 年３月 31 日現在）を前提として算出しております。なお、佐鳥電機は、2025 年７月 14 日開催の取締役会決議に基づき、同月 22 日、佐鳥電機の保有する自己株式 3,000,000 株を消却しておりますので、以下、佐鳥電機の保有する自己株式数及び佐鳥電機の発行済株式総数は、当該自己株式消却後の同月 22 日現在の数を記載しております。

（注４） 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、１単元（100 株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第１項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第 194 条第１項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

（５） 完全子会社となる会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

（６） 共同持株会社設立前の基準日に基づく両社の配当について

佐鳥電機は、2025 年７月 14 日付「2025 年５月期　決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、2026 年５月期第２四半期末である 2025 年 11 月 30 日を基準日とする１株当たり 44 円の配当を行うことを予定しております。また、佐鳥電機は、上記に加え、2025 年７月 28 日付「配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、本経営統合の効力発生は 2026 年４月１日を予定していることから、本経営統合にかかる本株式移転計画が 2025 年 12 月 11 日に開催予定の両社の臨時株主総会における特別決議により承認されることを条件として、2025 年７月 14 日付「2025 年５月期　決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表した 2026 年５月期の期末配当予想を変更し、2026 年５月期の期末配当を行わず、2026 年５月期の期末配当に代えて 2026 年３月 31 日を基準日とする１株当たり 46 円の臨時配当を行うことを予定しております。

萩原電気は、2025 年５月 14 日付「2025 年３月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、2025 年９月 30 日を基準日とする１株当たり 90 円の配当及び 2026 年３月 31 日を基準日とする１株当たり 95 円の配当を行うことを予定しております。

（７） 共同持株会社の配当について

共同持株会社の 2027 年３月期の配当金額につきましては、これまでの両社の配当方針、配当水準や今後の共同持株会社の業績等を総合的に勘案して決定する予定ですが、現時点では具体的な内容は未定であります。

（８） 完全子会社となる会社の自己株式に関する取扱い

佐鳥電機が保有する自己株式 85,635 株（2025 年５月 31 日現在の自己株式 3,085,635 株から 2025 年７月 22 日に消却した自己株式 3,000,000 株を控除した株式数）及び萩原電気が保有する自己株式 153,044 株（2025 年３月 31 日現在）の取扱いについて、現時点では具体的な内容は未定であり、開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

（９） 本株式移転後の経営体制について

萩原電気の代表取締役社長執行役員である木村守孝を共同持株会社設立時の代表取締役社長、佐鳥電機の代表取締役社長執行役員である佐鳥浩之を同じく共同持株会社の代表取締役副社長とすることを予定しております。それ以外の役員の員数・候補者については、両社協議の上、決定していきます。

（１０） 本株式移転に向けた推進体制

本株式移転に向けた準備を円滑かつ迅速に推進し、早期にシナジーを実現するために、統合準備委員会を設置いたします。また、両社協議の上、統合準備委員会の傘下にテーマ別分科会を設置し、本株式移転に向けた協議・検討を行い、本株式移転実施のための必要事項を決定していきます。

３．本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

（１） 割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、佐鳥電機は、第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてＴＭＩ総合法律事務所を選定しました。一方、萩原電気は、第三者算定機関としてＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人森・濱田松本法律事務所（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定しました。

両社は、それぞれ当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記２．（４）記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）が妥当であるとの判断に至り、本日開催された各社の取締役会において本株式移転比率の決定及び本基本合意書の締結を決議し、本基本合意書を締結いたしました。

（２） 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

佐鳥電機の第三者算定機関である大和証券及び萩原電気の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係る大和証券及びＳＭＢＣ日興証券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

② 算定の概要

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を用いて両社の算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式２株を割り当てる場合に、佐鳥電機の普通株式１株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.01～1.04
類似会社比較法	0.65～1.54
ＤＣＦ法	0.72～1.37

市場株価法においては、2025 年７月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去１ヶ月間、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で

現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした佐鳥電機の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、萩原電気の財務予測については、対前年度比で利益の大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年３月期において、モビリティのソフト化に対応したエンジニアリング事業や高付加価値デバイスの拡販に伴う売上高の増加及び為替変動や一部の低採算案件による利益悪化の反動に伴う売上総利益率の回復により、対前年度比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

他方、ＳＭＢＣ日興証券は、萩原電気の株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場、佐鳥電機の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、萩原電気及び佐鳥電機と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、萩原電気及び佐鳥電機の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためＤＣＦ法をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式２株を割り当てる場合に、佐鳥電機の普通株式１株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.01～1.03
類似上場会社比較法	0.87～1.75
ＤＣＦ法	0.53～1.16

市場株価法では、萩原電気及び佐鳥電機については、2025年７月25日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び ６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、株式移転比率の算定に際して、萩原電気及び佐鳥電機の各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、ＳＭＢＣ日興証券がＤＣＦ法による算定の前提とした萩原電気及び佐鳥電機の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、ＳＭＢＣ日興証券がＤＣＦ法による算定の前提とした2026年３月期から2028年３月期までの萩原電気の事業計画については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年３月期において、デバ

イス事業では新規案件獲得による増収効果等の寄与、ソリューション事業では堅調なＤＸ投資需要の取り込みに加えデータ利活用を中心とした高付加価値ビジネスモデルへの転換が加速されることにより、対前年度比較において、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

（３） 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所にテクニカル上場を行う予定であり、上場日は、2026 年４月１日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026 年３月 30 日に佐鳥電機は東京証券取引所、萩原電気は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

（４） 公正性を担保するための措置

佐鳥電機は、本株式移転の公正性を担保するために、下記の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

佐鳥電機は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「３．本株式移転に係る割当ての内容の根拠等（１）割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、佐鳥電機は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考として萩原電気と交渉・協議を行い、上記「２．本経営統合の要旨（４）本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催の取締役会において決議いたしました。

② 独立した法律事務所からの助言

佐鳥電機は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所から、佐鳥電機の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、ＴＭＩ総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、萩原電気は、本株式移転の公正性を担保するために、下記の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

萩原電気は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「３．本株式移転に係る割当ての内容の根拠等（１）割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてＳＭＢＣ日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、萩原電気は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券の分析及び助言を参考として佐鳥電機と交渉・協議を行い、上記「２．本経営統合の要旨（４）本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催の取締役会において決議いたしました。

② 独立した法律事務所からの助言

萩原電気は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、萩原電気の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（５） 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

４．両社の概要

（１）	名称	佐鳥電機株式会社	萩原電気ホールディングス株式会社
（２）	所在地	東京都港区芝一丁目 14 番 10 号	名古屋市東区東桜二丁目 2 番 1 号
（３）	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 佐鳥　浩之	代表取締役社長執行役員 木村　守孝
（４）	事業内容	電子部品・電子機器の販売及び、これらに付帯する事業	電子デバイス及び電子機器の販売並びに FA 機器の製造販売を行うグループ企業の経営戦略策定及び管理
（５）	資本金	2,611 百万円 （2025 年５月 31 日現在）	6,099 百万円 （2025 年３月 31 日現在）
（６）	設立年月日	1947 年７月	1948 年３月（創業）
（７）	発行済株式数	14,946,826 株 （2025 年７月 22 日現在）	10,118,000 株 （2025 年３月 31 日現在）
（８）	決算期	５月 31 日	３月 31 日
（９）	従業員数	（連結）762 名　（単体）357 名 （2025 年５月 31 日現在）	（連結）808 名　（単体）115 名 （2025 年３月 31 日現在）
(10)	主要取引先	キヤノン(株) パナソニック(株) (株)リコー 鴻海精密工業股份有限公司 （Foxconn） LG エレクトロニクス(株)	(株)デンソー トヨタ自動車(株) (株)東海理化電機製作所 (株)ダイフク 村田機械(株)
(11)	主要取引銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱 UFJ 銀行	(株)三菱 UFJ 銀行 (株)三井住友銀行
(12)	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)　9.33% (株)日本カストディ銀行(信託口)　5.02% (株)STR マネージメント　4.81% (株)三井住友銀行　3.95% (株)三菱 UFJ 銀行　3.93% (株)オフィス佐鳥　3.47% CKD(株)　3.00% 佐鳥　仁之　2.10% 藤井　玲子　1.80% 佐鳥電機社員持株会　1.48% （2025 年５月 31 日現在）	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)　14.23% (株)日本カストディ銀行(信託口)　7.36% (有)スタニイ　5.05% 萩原　智昭　3.43% (株)三菱 UFJ 銀行　2.33% 名古屋中小企業投資育成(株)　2.31% 公益財団法人萩原学術振興財団　2.31% 三井住友信託銀行(株)　1.79% 萩原　祥子　1.63% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223（常任代理人：(株)みずほ銀行）　1.41%

			(2025年3月31日現在)
(13)	当事会社間の関係		
	資本関係	特筆すべき資本関係はありません。	
	人的関係	特筆すべき人的関係はありません。	
	取引関係	特筆すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	両社にとって相手方当事者並びにその関係者及び関係会社は関連当事者に該当しません。	

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	佐鳥電機株式会社（連結）			萩原電気ホールディングス株式会社（連結）		
	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産	34,945	34,969	33,306	43,531	50,361	52,978
連結総資産	81,556	83,798	79,150	106,577	119,706	130,161
1株当たり連結純資産(円)	2,052.73	2,334.61	2,251.59	4,672.91	4,839.87	5,099.30
連結売上高	146,336	148,113	156,242	186,001	225,150	258,742
連結営業利益	3,791	4,755	3,993	6,725	7,711	7,112
連結経常利益	2,867	3,653	3,052	6,417	7,221	6,210
親会社株主に帰属する当期純利益	2,257	2,156	2,524	4,912	4,421	3,699
1株当たり連結当期純利益(円)	137.22	148.86	175.99	554.71	458.80	371.30
1株当たり配当金(円)	70.00	80.00	86.00	155.00	185.00	185.00

5．本株式移転により新たに設立する共同持株会社の状況

(1)	名称	現時点では確定しておりません。
(2)	本社所在地	東京・名古屋の二本社制といたします。 東京都港区芝一丁目14番10号（登記上の本店） 名古屋市東区東桜二丁目2番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長：木村　守孝 代表取締役副社長：佐鳥　浩之
(4)	事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務
(5)	資本金	現時点では確定しておりません。
(6)	決算期	3月31日
(7)	純資産	現時点では確定しておりません。
(8)	総資産	現時点では確定しておりません。
(9)	機関設計	監査等委員会設置会社

6．本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法が適用されることが見込まれております。パーチェス法の適用に伴い、共同持株会社の連結決算においてのれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

７．今後の見通し

本経営統合が佐鳥電機の 2026 年５月期連結業績及び萩原電気の 2026 年３月期連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上

（参考）両社の当期業績予想（単位：百万円）

佐鳥電機	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 （2026 年５月期）	160,000	4,300	3,500	2,600

萩原電気	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 （2026 年３月期）	270,000	7,500	6,500	4,000